

入札監理小委員会 第628回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第628回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年5月26日（水）16：39～18：28

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- 女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業（厚生労働省）
- 刑務所出所者等就労支援事業（厚生労働省）
- 地震調査研究推進本部の評価等支援業務（文部科学省）

3. 閉会

<出席者>

（委 員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員

（厚生労働省）

雇用環境・均等局雇用機会均等課

溝田 ハラスメント防止対策室長

光永 課長補佐

雇用環境・均等局職業生活両立課

加藤 課長補佐

（厚生労働省）

職業安定局雇用開発企画課就労支援室

佐藤 就労支援室長

矢野 室長補佐

山本 室長補佐

（文部科学省）

研究開発局地震・防災研究課

青木 地震調査管理官

川畑 地震調査研究企画官

伏見 課長補佐

(事務局)

小原参事官、飯村企画官

○尾花主査 ただいまから第628回入札監理小委員会を開催します。

最初に、「女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業」の実施状況について、厚生労働省雇用環境均等局雇用機会均等課 溝田ハラスメント防止対策室長より、10分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○溝田ハラスメント防止対策室長 厚生労働省でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、雇用機会均等課の溝田より、女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業の実施状況につきまして、資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。資料1を御覧ください。

本事業の目的でございますが、女性活躍推進法に基づきます女性活躍推進のための取組や、次世代育成支援対策推進法に基づきます仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境整備を促進する、そのためにウェブサイトにおきまして、女性の活躍推進や両立支援に関する情報提供を行ってございます。具体的には、企業の取組を公表する場ということでサイトを活用いただきまして、また取組の進捗状況を企業が診断できる場、そういったことで活用いただいているところでございます。

ユーザーの利便性の向上を図るということで情報の集約等々を図っておりまして、その中で積極的に女性の活躍推進でありますとか、両立支援に取り組む企業をPRいたしまして、求職者の方に関心、注目され、選択されるようにということで、好循環をつくり出す仕組みでこのサイト事業を促進しております。

具体的な業務の内容につきましては、資料A-2を見ていただきたいと思います。

この総合的情報提供事業でございますが、大きくは3つの事業から構成されております。まず1点目が、1とありますように、女性の活躍・両立支援を促進するための総合的情報提供の事業です。女性の活躍推進のデータベースと両立支援のひろばで構成されております。それぞれのデータベースはPC、スマホで活用できるようになっておりまして、データの確認・掲載、コンテンツの管理、企業からの問合せの対応、それからデータベースを活用いただくように、登録の勧奨などを女性活躍推進のデータベース、両立支援のひろば、それぞれで行っているところです。その中で好事例を収集しまして、企業へのヒアリング、好事例の収集、また総合サイトの中で事例の掲載などで好事例を公表しております。

また、周知・広報も重要でございます。リーフレットの作成、発送、また女子学生向け

のリーフレットなども新たに作成いたしまして、大学への発送、転職情報のウェブサイトなどでも広く広報を行っているところでございます。

それから、事業の大きな2点目ですが、資料A-2の左下にあります、仕事と育児カムバック支援サイトということで、職場復帰・再就職を希望する女性への相談対応や情報提供、これもサイトの事業として実施をしております。

さらに右側にいきまして、検討委員会の設置・運営ということで、これらのサイトの効果的な運用を行っていくために、専門的知識のある委員の方に助言をいただきながら、委員会の中でより効果的な事業となるよう議論を進めているところでございます。

資料1に戻っていただきまして、(2)は、今、申し上げましたように事業の内容ということになります。ページ数が打っていないのですけれども、3ページ、(3)の契約期間から始まるページを見ていただければと思います。

本事業におきましては、問題、課題が従来、大きくは3点あると認識してございました。その問題の1点目が、事業実施の応募企業、主体者が1者でずっと推移をしていたところがありました。事業の実施に当たっては、1者応募とにならないように内容を明らかにするとか、公告期間を長くするなど工夫をした結果、令和2年度の事業につきましては2者からの申出がございまして、従来とは異なる事業者を受託していただくといった経緯がございます。

それから、課題の2点目といたしましては、同じページの2のところにありますが、この事業を通して確保されるべきサービスの質というのがございます。その達成状況についてでございますが、まず②女活のデータベースにつきましては、当然ながら女性活躍推進法の法律に基づく取組ということになりますので、女活法、男女雇用機会均等法に沿った内容であるか、あるいは公序良俗に反しないか、企業の認定などの有無につきまして虚偽がないか、こういったことをきちんと確認した上で情報提供を行っていく必要がございます。

また、③にあります両立のひろばにつきましても、同様に、次世代法、育児・介護休業法に沿った法律に基づく内容になっているか、そういったことを確認しながら、虚偽がない情報提供を行っていくことが必要で、この質を保っているところでございます。

それから、④にございます、目標値を掲げておりまして、女性活躍推進法の義務企業であります労働者数301人以上の企業におきましては、女性活躍データベースで情報公表企業数を令和2年度中に8,000社以上とするということで目標を設定しておりました。

それから、⑤といたしまして、年間のアクセス件数を25万件以上ということで、法律に基づく行動計画の公表の場、あるいは情報収集の場として十分な活用が図られるようにということで目標を設定しておりました。

これについての結果が、次のページをめくっていただきまして（2）評価とありますけれども、これが具体的な実績ということになります。表の上の段が301人以上の企業の情報公表の企業数、目標8,000社以上につきまして、令和2年度は8,536社を達成しております。また、女活のデータベースのアクセス件数ですけれども、年間25万件以上に対しまして令和2年度は39万ということで、こちらも目標を達成しているところでございます。

それから、3点目につきましては経費削減の効果ということになりますが、項目としましては4の実施経費の状況及び評価というところを見ていただきたいと思います。

（2）に経費削減効果を記載しておりますけれども、令和2年度1億1,700万ということで、前年度よりも削減をし、92.4%ということですが、質の高さを保ちつつ、経費の削減を図るということに努めているものでございます。

最後、まとめにございますが、今後もサービスの水準、質の担保を図りつつ、競争性を確保して経費削減も図ることが可能と考えられますので、こういったことを含めて努力していきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 それでは、評価（案）につきまして、資料A-1に基づき、御説明させていただきます。

まず1、事業の概要等ですが、こちらは実施府省より説明がありましたので、詳細は割愛させていただきます。

次に、Ⅱ、評価について。評価の結論としましては、市場化テストを終了することが適当と考えます。

以下、検討内容につきまして御説明させていただきます。

2ページの（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、確保されるべき質の達成状況につきましてはいずれも達成されており、質については評価できるものと考えております。

また、3 ページ目になりますが、民間事業者からの改善提案につきましても1 点挙げられており、こちらも公共サービスの質の維持向上に資しているものと評価しております。

次に、(3) 実施経費ですが、市場化テスト導入前と比べまして約8 %減ということで、経費削減効果につきましても評価できるものと考えております。

(4) 選定の際の課題に対応する改善についてですが、入札公告期間の延長や仕様書への従来の事業実施状況の提示等により、新規参入事業者に配慮を行った結果、2 者応札するに至り、改善が認められたと評価しております。

(5) 評価のまとめですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できます。

また、民間事業者からの改善提案により、合同業界研究イベントをオンラインにて開催し、効果的に就職活動中の学生や求職者等へ同サイトの周知を行うこと等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

4 ページ、(6) 今後の方針ですが、確保されるべき達成目標として設定された質、経費削減及び競争性の確保、いずれも達成していると評価できます。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等ありませんでした。また、今後は、厚生労働省に設置している外部有識者で構成されている公共調達中央監査委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されております。

以上のことから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると評価しております。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言を願います。辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻でございます。御説明ありがとうございます。

厚生労働省の資料1 の6 ページ目の項番の4、実施経費の状況及び評価でございます。ここが一番下の※2 でございますが、ここで「改修経費が含まれるため、前年度に比べ、大きな金額となっている」とございます。この改修経費というのは具体的に大体幾らぐらいなのでしょう。

○光永課長補佐 厚生労働省の雇用機会均等課の光永と申します。御質問につきましては、これは令和元年度の契約状況の中身かなというふうに考えておりますけれども、実はこのときの改修経費別に算定することが難しかったところです。

このとき、女性活躍推進法が大きく変更することになりまして、サイトの中の女性活躍推進企業データベースの中身をかなり大幅に改修することが決められていたところでございます。そのことをまとめて改修経費として入れていたところございまして、それだけを算定するのは今回準備させていただいておりませんでした。

以上でございます。

○辻専門委員 なるほど。それは技術的な理由で計算ができないのか、何か別の理由で計算ができないのか、もう少し詳しく計算ができない理由を、差し支えのない範囲で構いませんので、教えていただくことは可能でしょうか。

○光永課長補佐 恐らく計算そのものは難しくはないと思われますが、後ほど総務省を通してお答えするということでもよろしいでしょうか。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点だけ。同じページのさらに下、5番、業者からの提案による業務実施状況でございます。こちらで合同業界研究イベントをオンラインで開催したとございます。このオンラインで開催というのは、テレビ会議とかそういうものでしょうか。

○光永課長補佐 こちらのほうはウェブを使ってオンラインの実施、会議のような形で企業研究会を実施いたしました。

○辻専門委員 オンラインというのは、例えば文字だけ、チャットだけなのか、それとも申し込んで、テレビで画像を見ながら、音声で同時にコミュニケーションができる、そのようなオンラインという意味合いなのでしょうか。

○光永課長補佐 後者でございます。まさにリアルでやっている形で、それを全体的に配信するということです。リアルでは東京都しか来られないような会議というか、イベントものなのですが、日本中で申込みいただきまして、そして企業も、日本の各地域の様々な業界の企業に参加していただいて、リアルで実施しております。

○辻専門委員 企業は大体何社ぐらい参加なさったのでしょうか。

○溝田ハラスメント防止対策室長 今、手元を確認中ですが、時間がかかるようですので、また、事務局を通してお答えさせていただきます。

○辻専門委員 それと同時に、もし差し支えがなければ、参加をした企業ではなくて、学

生とか求職者は何人ぐらい申し込まれたのか、その情報も後でいただければと思います。

以上です。

○溝田ハラスメント防止対策室長 併せて御報告させていただきます。

○尾花主査 では、まず浅羽委員、お願いします。

○浅羽副主査 それでは、先に私から2点質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、ちょうど今お開きいただいていると思いますが、資料1、6ページ目、3、業務の履行状況の一番上のところ、③本事業に関する検討委員会の開催・運営の部分についてです。この中で評価の部分で、「委員会を予定どおり滞りなく開催するとともに、委員から提案を事業運営に的確に取り入れた」というふうに評価があるのですが、この具体的な内容について御教示いただきたいというのが1点目です。

この質問の意図というのは、本事業の実施要項を改めて確認させていただいたのですが、検討委員会の開催・運営に関しましては、具体的な項目などが書かれて、年4回検討会を開催・運営するのだというところまでが要項に書かれていて、それを年度内に改善しろとまでは書かれていなかったものですから、より具体的にどのようなものがあったのかというのを教えていただきたいということです。ちなみに、そこにもし費用が追加でかかるようでしたら、それも御教示いただきたいところです。

これがまず1点目です。

もう1点目は、今度資料A-3になりますが、受託事業者が評価に当たって変更されたと書かれております。その受託事業者の変更に当たりまして、引継ぎがあったと思うのですが、そこは順調だったかどうかということをお願いしたい。何か注意すべき点、あるいは今後の仕様書に加筆する必要は、あるのか、トラブルなどがなかったかという点につきまして、これは他の事業の参考にもなるかと思いますので、御教示いただければと思います。

以上2点です。

○光永課長補佐

1点目ですが、検討委員会の中でどのような参考意見というか、検討委員会から出てきた意見について、どういうものをこの事業の中で生かしていかれたのかということ、それと追加費用があったのかという御質問かと思いますが、検討委員の先生方につきましては大学の教授の方とか、様々なNPOの代表の方、そしてウェブの専門家の方、広報の専門家の方等、いろいろな知見のある方に参加していただいております。

検討委員から、この事業の広報のやり方とか、ウェブの画面の見せ方とか、それから先ほどの学生に対する周知の仕方、こういったものについて様々な御意見をいただいております。その中で、一つは、資料をつくるに当たっても、学生の心に届くような資料をつくるにはどうしたらいいのかとか、サイトの画面を見るときに、どういうふうな視点から見る側は確認していくのか、だからその視点に合わせて中身を切り替えていくほうがいいのではないかという意見をいただいて、その視点を踏まえて改修を行っていくということも行わせていただいております。

このような御意見をいただくことによって、サイトの事業をより具体的な中身の中で、先生方の意見を加えて対応させていただいたところです。

追加の費用という点に関しましては、特段に大きな費用の変更はありませんでした。

次に、2点目のほうでございますけれども、今回事業者を変更することによって、何らかのトラブルが生じたであろうかということでございますけれども、昨年の3月から4月にかけての事業者の変更に当たりまして、確かに1か月少し時間はあったのですけれども、期間が短かったかなというふうには考えております。

サイト自体は毎日どなたが閲覧していった、どなたかが情報を取っているということもございます。サイトの中でも一度、企業の方からの登録画面などは少し閉鎖をするという状況がございました。ただ、それに関しましては、最低限の日数で改修を行うという形ができたかなと考えております。事業者の中で、サイトに関しましては、前の事業者と後の事業者のほうにもそれぞれサイトの専門家がいらっしゃったので、そのサイトの専門家同士でよくデータの交換のやり方などを突き合わせて、対応させていただいたところです。

仕様書等に改めて書き込むようなところはありませんでしたけれども、そういう日程管理というものは重要であったかなと思っておりますので、この事業も含めてなんですけれども、今後も事業者が替わるときには、そのサイトをどういう専門家の方たちが、どういうふうな状況で引き継いでいくのかということ、細かな日付で管理していくことが必要かなと感じたところです。

以上でございます。

○浅羽副主査 どうもありがとうございます。

それでは、これは提案なのですけれども、1点目のほう、検討委員会の提言によって年度内、つまり契約期間内であっても内容などを改める可能性があるということを、実施要項の別紙に入っている詳細のほうでいいと思いますので、そこに何か一言でも書いてあれ

ばと思います。この事業、実際に事業者が替わっていますので。「何となくこういうのをやって、と言われたら、それを変えなくちゃいけないんだよね」というのが分かっている事業者だったら問題ないですけども、新規の方などだと、その感覚がわかりづらいと思います。検討委員会の意見として、変えなくちゃいけないということもあり得るかもしれません。検討委員会の委員からいい提案があつて、「変えたほうがいいな」ということであれば、それは変えたほうがいいのは当然だと思いますので、せめて実施要項の詳細のほうででも付言しておかれたらどうかと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○光永課長補佐 今のご提案に対しましては、次の仕様書の中には入れておいたらいいかなというふうに本当に思いました。どうもありがとうございます。

○尾花主査 今、川澤委員と生島委員が手を挙げておられるので、では、まず生島委員から、次に川澤委員お願いします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。資料A-3の契約状況等の推移についてお伺いします。今年は実際の事業説明会は開会せず、電話等により連絡を取ってということだったのですが、何者ぐらいにお電話をなされたのでしょうか。

○溝田ハラスメント防止対策室長 資料のほうで、説明会参加者数ということで18者とございますけれども、説明の参加希望の事業者をとらまえまして、電話等によって事業内容について説明をしたところでございます。

○生島専門委員 そうすると、この18者にお電話をなされたということによろしいですね。

○溝田ハラスメント防止対策室長 はい。

○生島専門委員 お電話をなされたところは、皆さん仕様書を取得されてということですよ。

○溝田ハラスメント防止対策室長 はい。

○生島専門委員 令和2年度から、この数字だけ見ると4倍以上に増えているように見えるのですが、令和2年度までは説明会の参加者数であつて、実際に仕様書を取った会社はもっとあつたということですか。例えば2年度は何者ぐらいあつたのでしょうか。それとも、仕様書の取得者が急に大幅に増えたのか、教えていただきたいんですが。6者、5者、4者と来て18者になっていて、ああ、すばらしい、伸びているなと思ったのですが、よく見たらこれは比較している数字が違うのではと思ひまして。

○光永課長補佐 こちらのほうに書いてある資料につきましては、仕様書を取りに来ていただいたり、送付さしあげた事業者でございます。

今回、電話で御連絡をした中で、取りにはいらっしやらないけれども、メールで送ってくださいという会社もかなりありまして、これまで通常の公告時、コロナウイルス感染症はあんまり関係がなかった時には、お越しいただいて仕様書を説明するというのもよくありましたので、あまりメールで仕様書を送るということをしておりませんでした。昨年度、令和2年度に関しましては、この18者についてはメールで送らせていただいた事業者もかなりありました。

以上でございます。

○生島専門委員 なるほど。そうしますと、実際に説明会を開催するよりもむしろメール等で、今こういうデジタル社会なので、オンラインでお送りしたりしたほうが業者の反応もいいというふうに受け止められるのかなと思います。電話をして、メールで送るといったやり方が、非常に効果が出たのかなと感じます。今後、仮にコロナウイルス感染症がなくなっても、電話やメールでの御通知というのは非常に有効かなと思います。いい結果が出ていますので、続けていただければと思ったのが1点でございます。

そして、実際に令和2年度と令和3年度は、2者が予定価格以内で応札をなさっているのですが、この2者は同じでしょうか。キャリア・mamと東京海上日動リスクコンサルティングの2者でしょうか、この後参加者はいずれも。

○溝田ハラスメント防止対策室長 そうです。参加企業につきましては、キャリア・mamと東京海上日動リスクコンサルティングでございました。

○生島専門委員 そうすると、それ以外のところは、今のところ説明会なり、仕様書をお取りになっているけれども、応札には至ってない。まだ1者だけということなのですね。

○溝田ハラスメント防止対策室長 そういう状況でございます。

○生島専門委員 分かりました。せっかく仕様書取得者数が増えたので、ぜひ応札にも、今後さらに入っていただけるように、引き続き御努力を続けていただけたらと思いました。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○溝田ハラスメント防止対策室長 御意見をいただきましてありがとうございます。通常の場合であれば説明会ということになりますけれども、説明会のほかに、今回メールあるいは電話での説明、資料配布というのも非常に効果があり、関心を持っていただけたというのが分かりましたので、そういったことを含めて、今後も実施をしていきたいと考えて

おります。

○生島専門委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○尾花主査 うまく事業ができてよかったと思います。随分関心も持っていただけていますし、広報もとてもうまくいったのではないかという印象を受けております。恐らくほかの委員は、終了に当たり、今後もう少し工夫するともっとよくなるのではないかという形で希望を申し述べさせていただいたのだと思います。どうもありがとうございました。

○尾花主査 では、川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 質問は資料1の6ページの5ポツですけれども、合同業界研究イベントをオンラインにて開催したというふうにあるかと思いますので、このオンラインにて開催したというイベントは、この事業の中で民間事業者から提案があって、この事業のために開催したものなののでしょうか。つまり、別の事業等でこのイベントが開催される中で、サイトを周知したということなのか。それはいかがでしょうか。

○溝田ハラスメント防止対策室長 実施事業者からも提案をいただきまして、この事業の中で単独でオンライン実施ということで行ってございます。

○川澤専門委員 分かりました。では、結構です。ありがとうございました。

○尾花主査 それでは、審議はこれまでとさせさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 辻委員から御指摘ありました改修経費のところとオンラインで実施した合同イベントにつきまして、参加の企業数、学生、求職者数の情報につきましては、後ほど回答差し上げます。その結果を受けまして、評価案の修正がありましたら、また御相談させていただきます。

以上です。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(厚生労働省①退室)

(厚生労働省②入室)

○尾花主査 続きまして、「刑務所出所者等就労支援事業」の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。

最初に、実施状況について、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課 佐藤就労支援室長

より御説明をお願いしたいと思います。なお、10分程度でお願いいたします。

○佐藤就労支援室長 厚生労働省就労支援室長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、委員の皆様、昨年度から本事業につきまして様々な観点で御意見をいただいていることに感謝申し上げます。

まず、本事業につきまして、令和2年の実施状況について説明をさせていただきます。本事業は、令和元年度まで一つの契約として実施しておりましたが、1者応札が継続していたため、本委員会の御指摘、また1者応札の改善のために業者に行ったヒアリングの結果などを踏まえ、令和2年度から業務内容の異なる協力雇用主等支援事業と支給業務を分割させていただきました。さらに協力雇用主等支援事業等につきましては、実施対象地域ごとに分割するなどの見直しを実施してきたところでございます。そのため、事業が2つに分かれておりますので、各事業ごとに令和2年度の実施状況を整理して、資料として提出させていただいたところでございます。

それでは、提出させていただいた資料に沿って御説明をさせていただきます。時間の関係もございますので、簡素に説明をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは協力雇用主等事業になります。資料2-1を御覧いただければと思います。

まず、こちらの資料の1において事業概要を整理しております。こちらのほうにつきましては受刑者や保護観察対象者など、刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主や協力事業主に対しまして、刑務所出所者等の雇用に関する周知・啓発、また求人開拓、情報収集を実施いたしまして、刑務所出所者等の雇用の促進と、刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図っているということでございます。

次に、1の(4)でございますけれども、こちらのほうは受託事業者を整理しております。先ほど御説明しましたとおり、実施対象ごとに調達を実施いたしましたので、5事業者に受託していただいているということでございます。

その下、1の(6)でございます。受託事業者決定の経緯として整理しておるところですけれども、各実施対象地域ごとの受託者確保はできたところでございますけれども、各実施対象地域ごとに1者の応札となってしまいました。このため、調達単位で見ますと、1者応札となったところでございます。

次に、2の事業の実施状況と評価についてでございます。いずれの事業も実施要領等に

沿って業務を履行いただきまして、目標も全ての事業者で達成していただいているところでございます。コロナ禍で事業所訪問の制限や求人控えが懸念された中、各事業者とも成果を上げていただいたと評価をしているところでございます。

次に、3の実施経費の状況につきまして、こちらは各地域ごとに若干のばらつきはあるものの、全体額ではほぼ前年度と同じ3.2%減という形になっております。

続きまして、4の外部有識者の評価としてでございます。厚生労働省では調達を行う際に、外部有識者等による公共調達委員会において、毎年、契約方法の妥当性の審査を受ける仕組みがございます。令和2年度の審査結果は、「問題なし」と評価をいただいているところでございます。

また、雇用保険で措置している事業に対して、厚生労働省内で実施しております雇用保険二事業懇談会というものがございまして、こちらは経営者団体、民間企業の代表者により、厳格な目標管理、評価が毎年行われております。こちらのほうにつきましても2年度の評価は「a評価」、これは施策の継続ということになっております。

これまで御説明した内容を踏まえまして、5番でございますが、全体的な評価を整理しております。全ての受託事業者において、実施要領に沿って適切に業務履行していただき、またコロナ禍での目標を上回る実績を上げていただいております。厚生労働省において実施している外部有識者などによる実務実施状況チェックにおいても、業務を継続することは問題ないと評価を得ているところでございます。

最後に6番でございます。今後の事業の進め方を整理して記載してございます。結果的に1者応札にはなっているものの、過去の入札不参加者に対するヒアリングにおきましては、5か所に拠点を設けての実施は困難という意見も出されていることから、引き続き実施対象地域ごとに調達する方法が有効な方策であると考えているところでございます。

やれることは一定程度実施しているところではございますけれども、現在の事業分割の形を継続した上で広報の工夫などを行い、複数者応札が実現できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、支給業務の実施について御説明をさせていただきたいと思っております。こちらは資料2-2を御覧ください。

先ほどと同様でございますが、まず1番において事業概要を整理しております。こちらは刑務所出所者等の雇用の促進を図るために、職場体験、試行トライアル雇用、またセミナー開催、事業所見学会などを行っております。これらの事業に協力していただいた事業

者に対して奨励金や助成金を支給するとともに、職場体験講習を受けた刑務所出所者等に受講援助費などを支給しているというところでございます。これらの支給に係る業務を実施しているということになります。

続きまして、1の(4)でございます。これは受託事業者を整理しておりますけれども、全国で行われました各支援事業の支払い業務を、NPO法人の全国就労支援事業者機構で実施しているということになります。

続きまして、その下、1の(6)でございます。受託事業者の決定の経緯として整理しておりますけれども、こちらも1者応札となったところでございます。

続きまして、2の事業の実施状況と評価についてでございます。こちらも実施要領等に従って業務を履行いただいているところでございますけれども、トライアル助成金の申請受理から6週間以内の支給を80%以上にするという事業目標は、残念ながら達成できなかったところでございます。支給処理に必要な書類等に不備がございまして、事業者に提出の依頼を行ったものの、事業者の対応が遅いなどの事情もあり、このような結果になってしまったというところでございます。

続きまして、3の実施経費の状況につきましてです。業務内容は変わっていませんが、令和2年度は管理費など、固定費以外は精算処理とする契約方法を取ったこともございまして、約17%減という結果になっております。

続きまして、4の外部有識者の評価についてでございます。協力雇用主等支援事業と同様に、公共調達委員会において、令和2年度の審査結果は「問題なし」と。また、雇用保険二事業懇談会において、令和2年度の評価はやはり「a評価」で、施策の継続とそれぞれ評価をいただいているところでございます。

これまで説明した内容を踏まえまして、5といたしまして全体的な評価を整理しております。実施要領等に沿って適切に業務を履行していただき、また厚生労働省において実施している外部有識者などによる業務実施状況のチェックにおいても、業務を継続することは問題ないという評価を得ているところでございます。

最後に、6といたしまして、今後の事業の進め方を整理しておりますけれども、結果的に1者応札とはなっているものの、本委員会でも御指摘いただいたとおり、支給業務と協力雇用主等支援事業は性格が異なる事業であることから、複数者応札の実現に向けまして、事業を分割することは有効な方策の一つと考えているところでございます。

やれることは一定程度実施しているところではございますけれども、現在の事業分割の

形を継続した上で広報等の工夫などを行いまして、複数者応札が実現できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、令和2年度の業務実施状況についての説明となります。

昨年度に本委員会の御指摘などを踏まえまして、調達方法を見直したところでございますけれども、引き続き、入札において競争がより促進されるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。本日いただく御意見・御助言を参考にしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、当事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 総務省から、評価（案）について説明いたします。資料B-1を御覧ください。

事業の概要については、先ほど厚生労働省から説明がありましたので、省略いたします。

Ⅱの評価について説明いたします。評価の結論ですが、市場化テストを継続することが適当であると考えます。

評価は、厚生労働省から提出された令和2年4月1日から令和3年3月31日までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行いました。確保されるべきサービスの質については、事業①協力雇用主等支援業務については全て目標を達成しておりますが、事業②支給業務等において、トライアル雇用結果報告兼試行雇用助成金支給申請書類を受理してから、6週間以内の支給・不支給決定が80%以上という目標が達成されておらず、課題が残っております。

民間事業者からの提案は特にありません。

経費については、4ページに記載しておりますが、市場化テスト導入前の従来経費と比較して、事業①協力雇用主等支援業務では、各実施対象地域において削減を達成しており、全体では3.2%の削減を達成しております。また、事業②支給業務等では、17.4%の削減を達成しております。

選定の際の課題に対する改善についてですが、1者応札が続き、競争性に課題が認められておりましたので、市場化テストの対象となってから、協力雇用主等支援事業と支給業務とに分割し、事業①は総合評価落札方式、事業②は最低価格落札方式を導入し、入札期間の確保、従来の実施状況に関する詳細な情報開示を行ったものの、一者応札にとどまっております。

評価のまとめです。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質について、事業①については、全ての実施対象地域において目標値を上回っており、目標を達成していると評価できます。また、事業②については、助成金申請を受理してから、6週間以内の支給・不支給決定が80%以上であるという目標が、結果28.4%ということで、大幅に下回っており、達成されたと評価できませんが、達成できなかった主な要因は、申請書に不備があった場合における申請者側の対応の遅れであり、全てが受託者の対応に問題があったわけではないことから、対応策の検討を要すると考えております。

また、実施経費についても、経費削減が達成されたものと評価できます。

一方、競争性の確保について、1者応札にとどまっており、課題が残っております。

今後の方針ですが、競争性の確保及び確保されるべき質の点において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難です。次期事業においては、課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えます。

なお、厚生労働省から、事業を分割して民間競争入札を実施することについては、過去のヒアリング結果からも有効な方策と捉えていることから、継続して実施していく旨示されております。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言を願います。辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻でございます。御説明ありがとうございます。

資料2-2の3ページ目でございます。3ページ目の（3）を拝見しますと、まず目標水準が6週間以内の支給・不支給決定が80%以上であることと、その結果が未達成であって、実際には109件中の31件が支給・不支給決定できたのみであって、引き算をすると、恐らく残りの78件が6週間以内に支給・不支給の決定ができなかったものとお見受けいたしました。

その評価につきまして、次の（4）でございますけれども、原因が分析されております。評価の2行目、申請書に不備があった場合における事業者の対応の遅れ等が主な要因となっているとの分析がなされておりますが、もし具体的なデータがあれば御教示願いたいので

ですけれども、この主な要因と書かれている部分、実際、具体的には78件中の何件ぐらいが申請書に不備があったのでございましょうか。

○矢野室長補佐 厚生労働省就労支援室室長補佐をしております矢野と申します。私のほうからお答えさせていただきます。

正直申し上げますと、全ての申請において若干の不備はございました。不備のない申請は1件もなかったということでございます。

ただ、その後、反応がどれぐらいかかるかというのは、それぞれの申請によって状況は異なりますけれども、実際に申請いただく事業所は小規模な事業所等もありまして、ある意味、社長が自ら申請手続きをしたりというケースも多いものですから、実際に必要な書類が十分できないまま、取りあえず急いで申請というケースが多いこともあり、不備がない申請が正直なかったというのが現状でございます。

以上でございます。

○辻専門委員 なるほど。よく分かりました。ですと、次期以降の実施要項で、これかなり難しい問題だと思います。申請する側が申請するための労力が割けない状況かもしれませんけれども、全件不備があったという前提に立った上で、可能な範囲で構いませんので、申請者にできるだけ分かりやすいひな形をつくるとか、何か工夫があるかもしれません。可能な範囲で、忙しい社長であっても正しい申請ができる方向で何か御助力ができるような実施要項を工夫していただければと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○矢野室長補佐 一応私どもで今、考えているものとしましては、例えば実際に申請するに当たって、どういう書類が必要かというところは、文書だけだと分かりづらいので、例えば簡単なチェックリストみたいなもので、こういう書類があるかないかというのをチェックしていただいて、全てチェックができたなら申請できるとか、あと書類というのはどういう形が一般的かというのを、ひな形みたいなものをお示しできるように、何とかできないかなというのを今、検討しているところでございます。

○辻専門委員 ありがとうございます。これはジャストアイデアでございますけれども、例えば映像でユーチューブとか今使えますので、5分間程度の画像で、その映像を見れば大体一通りの出すべき申請書がどれか分るとか、そういう工夫もあるかもしれませんので、御参考いただければと思います。ありがとうございます。

○矢野室長補佐 参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○尾花主査 川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。資料２－１の３ページ、(３)ですけれども、「すべての実施対象地域において、接触事業者数、開拓求人数共に目標を達成している」とありまして、接触事業者数なのですけれども、恐らくコロナ禍で接触のやり方というのも大分変わっているのであろうと思います。どういう形で接触したかというところを、注で結構ですので、書いたほうが分かりやすいのではないかなというふうに思いました。

それと資料２－２につきまして、４ページ、最後の６ポツの今後の事業ですけれども、「複数者応札の実現に向けて努める」というふうに書いてくださっているのですが、複数年度契約というのは難しいのでしょうか。

前者が意見で、後者が質問です。

以上です。

○矢野室長補佐 まず、最初の御質問でございますけれども、確かに今回コロナ禍で、今まで事業所訪問などで接触をしていたのが中心でしたが、これができないということもございまして、電話とか、あとこれまで実際に求人を出していただいていた事業所に郵送で依頼文を出しまして、御検討いただくとか、そういうことでまず接触をした上で、反応を見て対応ということをしておりました。直接訪問できないという制限はあったのですが、そういう方法での接触を試みて、今回いろいろと対応したということになります。

また、２点目の御質問でございますけれども、複数年契約でございますが、通常こういう委託事業で複数年契約となりますと、例えば事業成果を上げるために、１年目では成果が上がらない、例えば数年かかった上で、最終的に一つの成果として上げられるような事業とか、あとリース的なものとかで、経費節減のために複数年で契約するほうが適切だとか、そういう特殊な事業につきましては複数年契約というのが認められるのですが、なかなかこういう事業について複数年というのは、実際にやるのは難しい状況になっているところでございます。

以上でございます。

○川澤専門委員 分かりました。私からは結構です。

○尾花主査 尾花から、１点ご教示いただきたいと思います。マーケットの状況ですが、平成３０年のときには企画競争で全国就労支援事業者機構、３１年が公募で同じ、今回公サ法による入札手続をした途端に、各県の同様の機構が入札してきたということですが、これは本事業に入札するために新たに各県に県単の同様の機構をつくって入札してきたと

というようなマーケット状況なののでしょうか。それとも、従来から全国も各県のものもあり、分けたことによって、たまたま各県が応札してきたと見ていいマーケットなののでしょうか。

○矢野室長補佐 実際に協力雇用主の確保の関係の事業につきましては、各都道府県ごとに労働市場というのは異なりますので、その市場に明るい方にやっていただくというのが、効果的なものだと考えております。

実際に事業を分割したときに、それぞれの各県の状況に御理解があるところで求人確保をお願いしたのですが、もともとこの団体というのは全国組織の下に各都道府県ごとに組織がございまして、そういう関係からノウハウがあるということで、手を挙げていただいたということになります。ですので、改めてつくったというわけではなくて、従来から各都道府県ごとにも同じ組織がそれぞれあったということになります。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。そういたしますと、厚生労働省としては、業務を分割して実施するという御方針ということですが、こういった進め方で各エリアに、例えば東京であれば、この機構以外にも応札可能業者があると見ておられますか。

○矢野室長補佐 今回この契約をするに当たりましては、いろんなところの事業者にもそれぞれお声がけをさせていただきました。そのような中で、実際に仕様書をぜひ欲しいということで、希望いただいたところもございますので、そういう意味では多少のニーズはあると思っております。ただ、その中で逆に、5か所に分けてない、それぞれまとめて全国でやるということになった場合には、それぞれ5か所に拠点を全て一つの事業所が置くというのは難しいという意見もありましたので、そういう意味では各都道府県ごとに、それぞれ5か所の拠点ごとに分けてやるほうが、実際に入札参加はしやすいということもございましたので、このような形をさせていただきました。

これからも積極的にいろいろなところにお声がけをしていきたいと思っておりますけども、複数者応札をするに当たりましては、今の形が一つの形ではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

では、②の事業について、先ほど辻委員の御指摘の6週間以内の支給・不支給決定が80%以上であるという基準の設定ですけれども、実施要項の審議の際には、全ての申請書に不備がある可能性を想定しておらず、このような結果は、予想していませんでした。私

個人的な印象としては、申請者が不備を修正する期間も含めて、6週間で処理することとする基準が、少々酷な話だったのかなと思っております。そのため、アイデアなのですが、これは条件を満たした申請書を受領してから6週間以内とか、あくまでも受託事業者のパフォーマンスについて基準を設定するのであれば、条件を満たした申請書を受領というのを起点にして、パーセンテージを設定するというのも一つの案かなと思いますので、御検討いただきたいと思います。

とはいえ、正確な申請書を作成してもらうという意味で、そのパフォーマンスを見たいというのであれば、そこを起点としてパーセントを設定することになるのですが、そこがなかなか難しそうなので、正確な申請書の作成というのは、先ほど御提案いただいていたチェックリストとか、ひな形とか、そこで何とかカバーするという方策も考えていただくのがいいのではないかなと思いました。

○矢野室長補佐 ありがとうございます。今の御提案、大変に参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

もともと通常の助成金の支給申請に当たりまして、申請者が申請してから標準処理期間というのがございまして、その辺も参考にしながら、このような目標設定をさせていただいたのですが、今の御指摘のとおり、書類の不備があって非常に時間がかかっていた実態がございますので、これが一つの足かせになって参入しづらいということであれば、このところの検討というのはする余地があると思います。今いただいた御意見を踏まえまして、少し改めて整理をしたいと思っております。ありがとうございました。

○尾花主査 ありがとうございます。あと1点なのですが、3ページの3の実施経費の実費の880万何がしというのは、一括してあらかじめ受託事業者に渡してしまうのですか。それとも、その都度、請求があったときに厚生労働省に依頼してお金をもらい、それを支払うというシステムなのですか。

○矢野室長補佐 お答えさせていただきます。

この実費につきましては、実際に事業が終わってから全体でまとめて精算したものでございまして、必要な都度、請求をいただいて支払うものではございません。平成2年度の契約でこのような形を取らせていただいたのですが、逆にこの辺の契約の在り方についても再度整理をしまして、令和3年度につきましては、全て支給業務等にかかる事業費につきましてもまとめて契約をするという形に戻したところでございます。

以上でございます。

○尾花主査 私どもが、懸念をしているのは、受託事業者が破産したときに預けたお金がどこかにいってしまうのではないかということだけを少し心配していたので、そういう懸念はないということで大丈夫でしょうか。

○矢野室長補佐 確かにそういう懸念は、正直あるといえはありますが、全ての契約が基本的には事業費なども含めて契約をするというのが一般的なものでございますので、そのような形を取らせてさせていただいております。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にありません。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

○佐藤就労支援室長 ありがとうございます。

(厚生労働省②退室)

(文部科学省入室)

○尾花主査 続きまして、「地震調査研究推進本部の評価等支援業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、文部科学省研究開発局地震防災研究課 青木地震調査管理官より御説明をお願いしたいと思います。なお、10分程度でお願いいたします。

○青木地震調査管理官 分かりました。文部科学省の青木と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、地震調査研究推進本部の評価等支援事業の実施状況について、限られた時間でございますので、要点をкаいつまんで御説明させていただきたいと思います。

まず、事業の概要について、資料C-2で御説明させていただきたいと思いますので、御覧ください。横版のポンチ絵1枚のものでございます。

地震調査研究推進本部、我々は地震本部と称しておりますけれども、地震本部は阪神・淡路大震災を契機として、地震に関する調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され、活用される体制になっていなかったという課題を踏まえて、地震に関する調査・研究を政府として一元的に推進するとともに、その成果を社会に伝えるために設置

された政府の特別の機関でございます。

このため、地震本部におきまして、C-2の図なのですが、この左下にある国土地理院、気象庁などの関係省庁、大学、国立研究開発法人等々が実施しております地震に関する調査・研究の成果やデータを収集して、真ん中に丸がありますが、その右側にある地震本部の地震調査委員会の下にある複数の部会や分科会において審議をして、様々な成果を社会に発信しているところでございます。

そのアウトプットの例といたしまして、右側に書いておりますけれども、活断層や海溝型地震を対象に、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測する長期評価を公表したり、特定の地震が発生した場合に、その周辺がどのくらいの強い揺れに見舞われるかを予測するための強震動予測手法、あるいはどのくらいの津波高に見舞われるかを予測するための津波予測手法を取りまとめ、公表しているところでございます。

また、これらの予測手法と長期評価を組み合わせた地震動の予測地図ですとか、確率論的津波評価も公表しているところでございます。

こういう例として、最近では、例えば昨年1月に「南海トラフ沿いで発生する大地震の確率論的津波評価」を公表したり、本年3月、最近ですけれども、「全国地震動予測地図2020年版」というものを公表して、地震本部のホームページに掲載するとともに、マスコミなどでも報道等していただいているところでございます。

今回の委託事業ですけれども、今述べたような地震本部で行っている評価のための資料の収集や会議資料、公表資料の作成支援などの調査・分析に係る技術的支援ですとか、ウェブサイトやデータベース管理、会議運営支援等を行っていただくためのものでございます。

先ほども申しましたように、地震本部で行っている長期評価、強震動評価、津波評価はそれぞれ連携して行っておりまして、本委託事業での評価の技術的支援につきましても、成果を公表するためのウェブサイトの運営とか、データベースの管理を含めて全体を組み合わせ、一貫性を持って実施していただく必要があるものと考えているところでございます。

それでは、資料3-1を御覧いただきながら、御説明を進めさせていただきたいと思っております。

1ページ下の部分ですが、本事業については、令和元年度から令和3年度まで3年契約で実施しておりまして、受託事業者につきましては公益財団法人地震予知総合研究振興会

となっております。

また、2 ページにあっていただいて、受託事業者決定の経緯でございますが、平成30年度に民間競争入札実施要項に基づいて、総合評価落札方式による民間競争入札を行いましたけれども、入札参加希望者は1 者でございました。その1 者の企画書の審査等を経て、先ほどの受託事業者が落札者となったところでございます。

引き続きまして、2. の確保されるべき質の達成状況及び評価について御説明させていただきます。公共サービスの質を担保することを目的として、本事業では業務計画に沿って着実に業務が実施されたかについて、文部科学省が確認することとしております。これにつきまして、毎月提出させている工程管理表ですとか、年度ごとに提出を求めている実施報告書などを通して、着実に実施していることを確認しているところでございます。

また、もう一つの観点としまして、地震本部の政策委員会総合部会と地震調査委員会系の各会議の委員を対象に、会議で作成された資料やデータベース、ウェブサイトなどについてアンケートを実施しておりまして、本事業で実施した業務が適切であったかを確認しているところでございます。このアンケートは各設問において「適切である」とか、「概ね適切である」が全回答数のうち60%以上であることを目標とすべき水準として確認をしているところでございますけれども、その結果は表等にございますように、全設問で要求水準を満たしていたところでございます。

以上を踏まえまして、我々としては本事業について公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成したと評価しているところでございます。

それでは、次に移らせていただきます。3. 実施経費の状況及び評価について御説明させていただきます。第2期の契約額につきまして、1年当たり税抜で2億3,500万円程度でございましたけれども、市場化テスト実施前のものも書いておりますが、平成27年度は税抜で2億1,600万円でしたので、これを単純に比較しますと、2,000万円弱の増加となっているところでございます。また、2つ表がございますけど、上の表の右側に決算額が書いてございますけれども、決算額で見た場合も同様に増加しているところでございます。ただし、第2期におきましては、新規業務が増加しており、その中で経費的に最も大きな増加分に長周期地震動予測地図の作成というものがございまして、それを除いた経費の比較というのが下の表になっているところでございます。

これを見ていただくと、増加分を除いた第2期の1年当たりの契約額というのは2億600万円程度でございまして、これが先ほどの市場化前の2億1,600万円と比べると

1,000万円程度減額となっており、右側の決算額で見た場合も、同様に減額となっているところでございます。

以上を踏まえまして、市場化テスト実施前と比べて新規業務が増加しているのですが、そういう意味で単純に経費を比べると増加しているように見えるのですが、この新規業務を除くと実質的に減額していることから、経費の削減効果というものがあつたのではないかと評価しているところでございます。

それでは、引き続きまして、4.の競争性改善のための取組について御説明させていただきます。本事業につきましては、競争性改善のため行った5つを挙げさせていただいております。

①として、投資効率を考慮し、契約期間を1年から3年に変更をさせていただいているところです。また、②として、調達仕様内容を明確化しております。③として、共同事業体として参加可能なことを明記しているところでございます。④として、参入促進のため、ホームページの掲載に加えて、地震調査委員会のメーリングリストにおいても本事業の周知をさせていただいたところでございます。また、⑤として、入札公告期間につきましても、29日から38日に延長しているところでございます。

このような改善の取組を行わせていただいたのですが、先ほども御説明したように、第2期においても結果として1者応札が継続している状況になっているところでございます。

そこで本事業について、我々としては、4.(2)に記載しております専門性とか施設・設備、緊急対応の3つの特殊性があると思っており、この事業の実施可能な事業者が極めて限定されるのではないかと分析させていただいているところです。

この部分を御覧ください。まず専門性についてですが、地球科学的知見についてある程度以上の理解を持っている人材でなければ、的確な資料作成等の業務を実施することはできないという点。施設・設備という観点からは、専門性が高いデータ解析や作図等を行うための設備が必要であるという点。また、こういう設備を実際使う人材というのも必要な点でございます。また、緊急対応という点としましては、顕著な地震が発生した場合、休日であっても地震本部が開催する臨時会の支援を実施することになっておりますので、そういう点が挙げられるかなと考えているところでございます。

それでは、次に5.の全体的な評価についての御説明に移らせていただきます。本事業は、今まで御説明してきましたように、確保されるべき業務の品質については一定の精度

が保たれていると考えており、また実施経費の観点からも削減効果が上がっていると評価はしているところでございます。また、競争性の観点も含めて、先ほど述べたように、現時点で考えられる改善を行った上で契約手続を実施させていただいておりましたけども、現状において1者応札が継続していることを踏まえると、本事業に新規事業者の参入は難しいのではないかと考えているところでございます。

それでは6. 最後になりますけど、今後の方針について御説明させていただきます。本事業の実施状況について、6. に5点記載しておりますけれども、今までの説明の追加としまして①と②がでございます。

①としまして、業務実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けること、業務に係る法令違反等はありませんでした。②です。文部科学省において既に物品・役務等契約監視委員会が設置されておりまして、本業務に係る契約について監視の対象とされていることから、今後も引き続き、外部有識者等のチェックを受ける仕組みが確保されているところでございます。

これらの実施状況を考慮しますと、本事業については、これまで市場化テスト対象事業として最大限の改善に取り組ませていただいたと考えておるところでございます。1者応札が継続しているということから、競争性に課題が認められはすると考えていますけれども、事業としては適切に実施できているのではないかと考えているところでございます。

次に、我々が考えている今後の方針についてですけども、今まで御説明してきた点を踏まえて総合的に判断しておりますけれども、本事業については終了プロセスへ移行したいと思っております。その上で、市場化テスト終了後の事業については、文部科学省の責任において行うこととさせていただければと考えているところでございます。

なお、市場化テストを終了した場合においても、官民競争入札等監理委員会における審議を通じ、厳密にチェックしていただいていた公共サービスの質や入札手続に関する項目等を踏まえて、引き続き法の趣旨に基づいて、公共サービスの質の向上、コスト削減等を図る努力は続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上、説明を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○尾花主査 ありがとうございました。

続きまして、当事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 文部科学省地震調査研究推進本部の評価等支援事業について御説明させていただきます。資料はC-1でございます。

事業の概要等につきましては、先ほど文部科学省より御説明がございましたので、割愛させていただきます。

続きまして、評価について御説明させていただきます。2ページ目を御覧ください。評価につきましては、終了プロセスに移行することが適切であると考えております。

(2)の対象公共サービスの実施内容に関する評価についてです。確保されるべき質の達成状況につきましては、令和2年度に会議運営、地震本部ウェブサイト関係のアンケート調査の対象としております総合部会を廃止したため、アンケート調査は実施しておりませんが、その部分を除き、全て目標水準を達成したと判断しております。

次に、(3)の実施経費についてです。3ページ目を御覧ください。実施経費と従来経費を比較いたしますと、単年度当たり約9%、金額にしまして1,935万円の増加となっております。しかしながら、今期より追加されました長周期地震動予測地図の作成業務にかかる経費を実施経費から控除し、従来経費と比較いたしますと、単年度当たり約4.7%、金額にして約1,008万6,000円の経費削減ができており、効果があったと評価できます。参考として記載しております決算額による比較においても、同様に比較いたしますと、単年度当たり約1.7%、金額にして約331万5,000円の削減効果がございました。

(4)の競争性の改善のための取組についてです。3ページ中ほどを御覧ください。文部科学省において入札公告期間を確保、入札説明会から入札書類提出期間までの期間を延長、準備引継ぎ期間を確保、仕様内容の記載の明確化、一部業務を再委託可能に変更、複数年契約に変更、共同事業体による入札を可能に変更など、監理委員会における御指摘や事業者へのヒアリング結果を受けての対応を行っております。併せて、新規事業者の入札参加促進のため、地震研究などの関係者等への周知なども行っております。

次に、(5)の業務の特殊性等についてです。4ページ目になります。本事業は、地震調査研究推進本部が行う評価を支援するため、受託事業者が審議内容の背景となっている地球科学的知見について、ある程度以上の理解を持っていなければ的確な資料作成を行うことが困難であります。その内容は、地震活動の長期評価、津波の評価、強震動の評価など多岐にわたり、研究者であってもこれらの内容に全て精通していることが少ないため、これらの多岐にわたる内容を全て支援するための人材の確保が必要となります。

また、専門性が高いデータ解析や作図等が必要であるため、ハードウェアとソフトウェアの設備等が必要となり、その設備を扱うことができる人材の確保も必要となります。

さらには、顕著な地震が発生した場合、臨時に会議を開くことがあり、その会議の支援を行うため、休日・祝日に関わらず急遽の対応が必要となります。

これらの業務の特殊性から、本事業を実施できる事業者が極めて限られていると考えております。

(6) の評価のまとめとなります。4 ページ目中ほどです。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、目標を達成していると評価できます。実施経費についても約 4.7 % の削減効果が認められており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。

一方、1 者応札が継続しており、競争性に課題が認められます。この点について、文部科学省において様々な取組を実施したものの、本事業の特殊性から、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないものと考えます。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.Ⅰ.(2) の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適切であると考えます。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 ありがとうございます。資料 3-1 の 3 ページですけども、アンケート結果のところ、平成 31 年度、令和 2 年度共に一部要改善と回答があるかと思います。後段の部分の評価でさらなる改善は困難としているので、この点については一部要改善の内容も対応されたという理解でよろしいのでしょうかというのが、まず 1 点目です。

2 点目が 5 ページの 4. の (2) の部分で、①に的確な資料作成等の業務を実施することができないと書いていただいているかと思います。自己チェックの民間事業者のヒアリングの内容などを見ますと、能力的、人力的に体制を組めないといったような御意見があるかと思うので、ある程度一定の専門的知見を持ち、かつそういった者を一定程度配置しなければ的確な資料作成ができないという、能力と体制面の意味合いを持たせたほうがいいのかというのが 2 点目です。

3 点目として、②の部分で専門性の高いデータ解析等の設備が必要とあるのですが、これはかなり高額な設備投資が必要なものなのか、いわゆる一般的な数十万円のソフトウ

エアとかP Cとか、そういうものでも動くものなのか、その辺りというのはいかがでしょうか。

以上です。

○青木地震調査管理官 文部科学省の青木でございます。まず、1点目でございます。アンケートの部分で一部要改善というところでございますが、これについて委員からいただいている意見としましては、データベースの部分の問いに見られたようなところでございますけれども、例えば書かれていた意見としましては、データベースにどのような文献があるのか分かりづらいとか、画像データをPDFにして1枚にまとめる等、見やすくしてほしいという意見があったと聞いているところです。

データベースの内容についての意見を承っているところでございまして、この内容の改善につきましては、今すぐできているわけではございませんけれども、こういう意見を踏まえて、今後の改善につなげていきたいと考えているところでございます。

2点目は人材の部分ですけれども、資料3-2の自己チェックの御指摘をいただいたところだと思いますけれども、2ページ目②の(2)人材確保の部分、こういうある程度の能力を持った者じゃないと、かなり高度な内容の審議をしておりますので、その内容についての資料についても適切に作成することができないというのは、御指摘いただいたとおりだと思っております。我々もそう認識しているところでございますし、質問の趣旨を受け取れていないのかもしれませんが、このような内容で、やはりそういう人材を多数というか、ここに必要な人数を確保するということがなかなか、この業務に当たらせるだけの人数を確保するのは難しかったのかなと分析しているところでございます。

○川澤専門委員 2点目のところで、おっしゃるとおりだと思いますので。書きぶりのところで、今、ある程度の理解を持っていなければ資料作成ができないとなっていますので、ある程度の理解を持って、かつ複数人いなければ作成することができないというふうに単に加筆したほうがいいのではないかというのが意見です。適宜御検討いただければと思います。

○青木地震調査管理官 ありがとうございます。

3問目につきましては、専門性の高いデータ解析の部分、設備の部分かと思います。こちらについてハードウェア、ソフトウェア、どの程度のものというのは、この業務に必要なものはそれなりのスペックのものが必要であると考えているところでございます。今、詳細にどの程度のものかというところをお答えできるようなデータを持ち合わせておりま

せん。

また、ソフトウェアにつきましても、これはいろいろなものが、研究者がつくられて、それを配布されているようなものから売っているようなものもありますので、そういうものを使う必要があるということではございます。ここで設備と言っているのも、障壁が高いというのは、こういうハードウェアの導入自体もあるかもしれませんが、そもそもそういうものを使って我々の要求しているような資料をつくるためには、津波であるとか地震動の知識が相当必要だと考えておりますので、そういう人材を確保するものも含めて、こういう設備・施設は難しいということではないかと分析しているところでございます。

以上になります。

○川澤専門委員 分かりました。取りあえず結構です。

○尾花主査 辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻でございます。御説明ありがとうございました。川澤委員の御質問と関連するのですが、同じく資料3-1の5ページ目でございます。(2)の②でございます。ここで先ほど来議論されております、専門性が高いデータ解析や作図等を行うための設備が必要とございます。この部分、もし可能であれば、具体的な名前を出して、こういう名前のソフトウェアを使うことが必要であって、かつそのソフトウェアを使いこなすことができる人材が必要であるとか、さらに、設備としてのハードウェア、単なるパソコンではなくて、実はこのソフトウェアを使うためには、恐らく具体的な設備が出てくると思います。CPUのクロックが何ヘルツ以上で、それからメモリーも何ギガ以上ないとこのソフトウェアは動かないとか、その辺りもう少し具体的に書いていただけると、さらなる改善が困難な特殊事情があるということがより説得的になるのかもしれないと思いましたので、御参考いただければと思いました。

以上です。

○青木地震調査管理官 実施要項を作成する際には、そのような点も含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○尾花主査 尾花から2点ほど質問です。今の辻委員の意見というのは、恐らく5ページの4.の(2)の②で、今回終了に当たり、専門性をそこまで御主張されるのであれば、何か追加で書いてもらえませんかという意味だと思いました。ですので、何か書けるのであれば御検討ください。今回は市場にプレーヤーは1人しかいないのです。ここまでやったので終了しますという御意向等を承っており、そのプレーヤーは1人しかおらず、い

ない理由としてはこういう専門性があるのではないかと分析されているので、その分析をもう少し詳しく書いていただけないのかという意向かと思いましたので御検討ください。

あと1点、本件改善提案がないということですが、この改善提案のない特殊事情というのは、そもそもこの事業は当初よりこの業者がやっており、もう改善し尽くしているという理解でいいでしょうか。

○青木地震調査管理官 改善提案がなかった理由自体、詳細に確認してはございません。明確な改善策というものはなかったため資料に記載はしておりませんが、例えば文献の収集整理などが業務としてございますけれども、長期評価、強震動評価、津波評価という各分野に精通した経験豊富な研究者が、これまでの経験を生かして分担することによって、効率的に業務の品質の確保等をされている部分は見受けられていますので、改善提案ということではないかもしれませんが、改善を図られているという認識はしているところでございます。

○尾花主査 もしそういった点、ほかの終了する事業などでも、何か書いておられることが多いので、書けるようであれば工夫いただいてもいいのかなと思います。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 2点確認させていただきたいと思います。1点目は、さらなる改善が困難な特殊事情について、さらに詳細な記載について検討いただくということ。あと1点につきましては、改善提案について、微細なことであっても提案されているものがあれば記載をすることということで、実施状況報告のほうに追記をさせていただきたいということ。でよろしいでしょうか。

○尾花主査 文部科学省の御担当者様のほうでそういった対応が可能かどうか検討していただいて、可能であれば御修正をお願いします。必ずという意味ではございませんので、御検討のほどお願いしたいと思います。

○事務局 実施状況報告が修正され、改善提案等が記載された場合には、評価（案）についても改善提案は今なしとなっておりますので、改善提案を記載させていただきます。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○青木地震調査管理官 どうもありがとうございました。

(文部科学省退室)

— 了 —